

執筆者:

E-mail✉ [野村 高志](#)E-mail✉ [木下 清太](#)E-mail✉ [袁 利晶](#)E-mail✉ [東城 聡](#)E-mail✉ [呂 遠¹](#)E-mail✉ [徐 肖天](#)

1. 2021年を振り返って

2021年に中国で最も注目を浴びた立法は「個人情報保護法」でした。また「データ安全法」も公布・施行されており、2017年施行の「ネットワーク安全法」と併せてデータ三法が出揃ったこととなります。本稿でも紙数を割いて、それらの概要を紹介します。

そのほかにも、会社法、外商投資関連、環境法、破産法、各種取引法、知的財産、労働法、競争法等の各分野における重要な立法や法改正が幾つもなされました。本稿では、2021年における重要な立法や法改正を2回に分けて解説します。今回は、個人情報保護法等を含むネットワーク情報関係、会社法分野、外商投資分野、環境法分野、破産法分野の重要立法等を取り上げます。

2. ネットワーク情報関係

(1) 「中華人民共和国個人情報保護法」(国家主席令 91 号、2021 年 8 月 20 日公布、同年 11 月 1 日施行)

① データ三法に関する全体像

何度かの草案や意見募集を経て、ついに中国における個人情報保護法である中華人民共和国個人情報保護法(以下「個人情報保護法」といいます。)が制定されました。これまで消費者権益保護法(2013年改正)、権利侵害責任法(2010年)といった個別法で規定されていた個人の情報保護について規定された点が最大の眼目といえます。

体系的に「個人情報」「データ」のルール策定の嚆矢となったのは、2017年に施行されたネットワーク上のあらゆる問題を取り扱う「ネットワーク安全法」でした。当該法律は、ネットワークに重点を置きながらも、「個人情報」及び「データ」の取扱いについても一定の規定を定めていました。そして2021年になってようやく「個人情報」、そして後述のとおり「データ安全」それぞれを専門に対象とする法律が制定され、「個人情報」及び「データ」並びにこれを取り扱う「ネットワーク」についての安全を保護するための規定が出揃いました。この3つの法律は、総称して、情報関係三法、データ三法等(以下「データ三法」といいます。)と呼称されることもあり、その内容も密接に関連しています。

中国に現地法人がある場合は、現地法人が収集した個人情報及び重要データ(後述)に関して、データ三法に準拠した取扱いをしていく必要があります。特に B to C ビジネスに従事する企業(日本の会社か中国現地法人かを問わず)の場合、中国人顧客の個人情報の取扱いは個人情報主体又は中国当局から問題視されるリスクが相対的に大きいと考えられるため、注意する必要があります。

皆様の会社においても、収集・保有・利用されている中国と関連する個人情報及び重要データについて、改めて整理のうえデータ三法に準拠した扱いを検討・整備されていくことをお勧めします。

文末には、データ三法における枠組と各三法の対応関係並びに関連する行政法規及び国家標準の一部の対応関係を例示した俯瞰図を示しています。非常に複雑な法律構成となっていますので、データ三法を読む際には是非この俯瞰図も役立て

¹ 上海李旭律師事務所所属

ていただければ幸いです。

② 個人情報、センシティブ個人情報について

そもそも「個人情報」とは、「電子その他の方法により記録され、既に識別され、又は識別可能な自然人に関する各種情報」(法4条1項)をいいます。ただし匿名化処理²後の情報は含まれません。

また「センシティブ個人情報」(法28条1項)も初めて法律レベルにおいて規定されました。センシティブ個人情報とは、ひとたび漏洩し、又は違法に使用されれば、自然人の人格的尊厳が侵害を受け、又は人身・財産の安全が危害を受けることが容易にもたらされる個人情報をいいます。具体例としては、生態識別情報、宗教信仰、特定の身分、医療・健康、金融口座、個人の移動履歴、14歳未満の未成年の個人情報が挙げられます。

センシティブ個人情報である場合には、告知内容や同意取得時の必要な同意が異なるなど手続に影響するので、その判断は非常に重要となります。

③ 同意取得と告知について

原則として、同意を取得すれば個人情報の処理を取り扱うことができます(法13条1項の(一))。しかし同意が取得できなくても、下記の場合では個人情報の取扱いが可能となります。

- ・ 個人を一方当事者とする契約を締結し、若しくは履行するために必要であり、又は法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従い人的資源管理を実施するのに必要であるとき。
- ・ 法定の職責又は法定の義務を履行するために必要であるとき。
- ・ 突発的な公共衛生事件に対応するため、又は緊急の状況において自然人の生命・健康及び財産の安全を保護するために必要であるとき。
- ・ 公共の利益のためにニュース報道、世論監督等の行為を行い、合理的な範囲内において個人情報を取り扱うとき。
- ・ この法律の規定に従い、合理的な範囲内において、個人が自ら公開し、又はその他の既に適法に公開された個人情報を取り扱うとき。

同意取得の要否にかかわらず、必要となる義務が告知義務です。次の情報を明確に告知する必要があります。

- ・ 個人情報取扱者の名称又は氏名及び連絡方法
- ・ 個人情報の取扱いの目的及び取扱方法並びに取り扱う個人情報の種類及び保存期間
- ・ 個人がこの法律の定める権利を行使する方法及び手続
- ・ 法律・行政法規の定めるその他の告知すべき事項

④ 国内保存義務

国内に個人情報を保存する義務は、次の者に負われています。

- (a) 基幹情報インフラストラクチャー運営者³
- (b) 処理データの量が国家ネットワーク情報部門所定の数量に達する情報処理者

この国内データ保存義務が課される数量については、まだ具体的な数値は決められていません。この点、後述の「データ越境移転安全評価弁法(求意見稿)」では、取り扱う個人情報の数が100万人以上の情報処理者が提供をする場合、累計で10万人以上の個人情報又は1万人以上のセンシティブ個人情報を提供する場合等が例として挙げられていますが、確定したわけではありません。

⑤ 越境移転に係る手続

個人情報を中国国外(この法律との関係では香港、マカオ等も含むとされています。)に移転させる場合には特別な手続と要件が必要となります。

² 特定の自然人を識別することをできなくするプロセスをいいます。

³ 次のインフラストラクチャーの運営者をいいます。

- (i) 公共通信及び情報サービス、エネルギー、交通、水道、金融、公共サービス、電子政務等の重要な業種及び領域
- (ii) データ漏洩が一度生じた場合、又は機能の破壊・喪失若しくはデータ漏洩が生じた場合に国家安全、国家計画、国民生活、公共の利益に重大な危害が及ぶおそれのあるインフラストラクチャー

前提条件として、次のいずれかの手続⁴を具備する必要があるとされています。

- | |
|--|
| (a) この法律第 40 条の規定に従い、国家ネットワーク情報部門が組織する安全評価に合格すること |
| (b) 国家ネットワーク情報部門の規定に従い、専門機関が行う個人情報保護認証を経ること |
| (c) 国家ネットワーク情報部門の制定する標準契約に従い国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること |

一般には(a)の安全評価又は(b)の個人情報保護認証を取得することは困難であり、法律などによって強制されない限りは、標準契約を締結する方向に実務はなっていくと予想されます。しかし、標準契約はまだ公表されていない状況です。

⑥ 個別同意と告知が必要な場合

越境移転するには、上記の手続のほか、個人の個別同意を取得しなければなりません(法 39 条)。またセンシティブ個人情報を取り扱う場合(法 29 条)、第三者に個人情報を提供する場合には、やはり個別同意が必要となります(法 23 条)。さらに次のとおり特別な告知が必要となります。

- ・ 第三者提供の場合

受領者の名称・氏名、連絡方法、取扱いの目的と取扱方法、個人情報の種類

- ・ センシティブ個人情報処理の場合

取扱いの必要性、個人の権益に対する影響

- ・ 越境移転の場合

受領者の名称・氏名、連絡方法、取扱いの目的及び方法、個人情報の種類、権利を行使する方法

⑦ その他

上記の他授権のないアクセス、情報漏洩等を防止するための次の措置を実施する義務が情報処理者には課されています(法 51 条)。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部管理制度及び運用規程の制定 ・ 個人情報安全事件の緊急時対応計画の制定、実施 ・ 従業員への定期的な安全教育及び養成・訓練 ・ 個人情報の分類管理 ・ 相応する暗号化、非識別化等の安全技術措置の実施 ・ 個人情報の処理に係る操作権限の合理的な確定 |
|--|

(2) 「中華人民共和国データ安全法」(国家主席 84 号、2021 年 6 月 10 日公布、同年 9 月 1 日施行)、「データ越境安全評価弁法(征求意见稿)」(2021 年 10 月 29 日発表)

中華人民共和国データ安全法(以下「データ安全法」といいます。)は、電子その他の方法によるあらゆる記録を指す「データ」の安全を保証することをその目的としています。

① データの分類・分級保護

データ安全法は、データを分類・分級して保護を行うとしています(法 21 条)。同法においては、「国家核心データ」、「重要データ」というデータ分類と保護内容が示されています。

データ分類	定義	主な保護内容
国家核心データ	国家安全、国民経済ライフライン、重要な国民生活、重大な公共利益等に関するデータ	より厳格な管理制度を実行

⁴ その他法律、行政法規又は国家ネットワーク通信部門の規定する条件も含まれます。

重要データ	ひとたび改ざん、破壊、漏洩又は違法な取得若しくは利用をされた場合には、国家安全又は公共の利益に危害をもたらすデータ	データの経済社会発展における重要度並びにひとたび改ざん、破壊、漏洩又は不法取得若しくは不法利用をされた場合において国家安全、公共利益又は個人若しくは組織の適法な権益にもたらす危害レベルに基づき、国家データ安全業務調整メカニズムは重要データリストを制定する。各地区及び各部門は、当該地区及び当該部門並びに関連する業種及び分野の具体的な重要データリストを制定する。
-------	---	--

② データ安全保護義務

上記で分類されないデータも含めてデータ安全法は、データの安全保護について一定の義務を課しています。具体的には次の内容となっています。

- データ処理活動を展開する場合には、法律・法規の規定に従い、(i)全プロセスのデータ安全管理制度を確立して健全化し、(ii)データ安全教育養成・訓練を組織して展開し、相応する技術措置その他の必要な措置を講じることで、データ安全を保障しなければなりません。このデータ処理活動がインターネット等の情報ネットワークを利用する場合にはネットワーク安全等級保護制度を基礎とするとされています。これはネットワーク安全法の安全等級保護制度に上記の安全保護義務の実施内容を組み込もうとする流れと理解されます。
- データ処理活動を展開する場合には、リスクモニタリングを強化しなければならず、データ安全の欠陥、セキュリティホール等のリスクを発見した際には、直ちに救済措置を講じなければならないとされています。
- データ安全事件が発生した際には、直ちに措置を講じ、規定に従い遅滞なくユーザーに告知し、かつ、関係主管部門に対し報告しなければなりません。

「重要データの処理者」は、上記に加えて、データ安全責任者及び管理機構を明確にし、データ安全保護責任を具体化するとされています。またそのデータ処理活動に対し、定期的にリスク評価を展開し、かつ、関係主管部門に対しリスク評価報告(処理する重要データの種類及び数量、データ処理活動の展開状況、直面するデータ安全リスク及びその対応措置等を含む。)を報告・送付しなければならないともされています。

③ データ安全審査制度

データ安全審査制度については、法 24 条は、「データ安全審査制度を確立し、国の安全に影響を及ぼし、又は影響を及ぼすおそれのあるデータ処理活動に対し、国家安全審査を行う」としていますが、詳細の細則はまだ決定されていません。ネットワーク安全法において類似の「ネットワーク審査弁法」(国家インターネット情報弁公室 2020 年)が既に公布実施されており、その後同弁法の改定案において、ネットワーク審査制度の中において、「重要データの取扱い」も対象とする内容が示されました(この部分は未実施。)

さらに、2021 年 11 月に発表されたデータ三法についての横断的に実施レベルの内容を定めた「ネットワークデータ安全管理条例(求意見稿)」(詳細は後述)も次の場合にネットワーク安全審査を行うと定めています。

- 国家安全、経済発展、公共利益に関係する大量のデータリソースを収集・把握するインターネットプラットフォーム運営者が合併、組織再編、分割を実施し、国家安全に影響を及ぼし、又はそのおそれのあるとき。
- 100 万人以上の個人情報を取り扱うデータ取扱者が国外で上場するとき。
- データ取扱者が香港で上場し、国家安全に影響を及ぼし、又はそのおそれのあるとき。

国家安全に影響を及ぼし、又はそのおそれのあるその他のデータ取扱活動以上の規定から、データの安全審査については、ネットワーク安全法にある既存のネットワーク安全審査に一本化していく方針であることが読み取れます⁵。

④ データの越境移転の安全管理

重要データが越境する場合の管理規定について、重要情報インフラの運営者(脚注 2 参照)については、「ネットワーク安全法」の規定が適用されます。もっともネットワーク安全法も越境の管理規程については、いくつか求意見稿が出されていますが、具体的な詳細を定めていません。

⁵ なお、2021 年 12 月 28 日に「ネットワーク安全審査弁法」の改正内容が発表され、2022 年 2 月 15 日から改正施行される予定ですが、本稿では詳細は割愛します。

その他のデータ処理者が収集した重要データの越境移転に際しての安全管理についても、別途管理弁法を制定する旨が定められています。

これを受けて、最新の弁法として「データ越境安全評価弁法(求意見稿)」が 2021 年 10 月に発表されました。この内容は簡単に記載すると次のとおりです。

- ・ データ安全評価を実施しなければならない対象について、ネットワーク安全法 37 条及びデータ安全法 31 条の他、100 万人以上の個人情報取扱者及び累計で 10 万人以上の個人情報又は 1 万人以上のセンシティブ個人情報を提供する場合と規定。
- ・ 上記の安全評価に当てはまらない場合も自己評価(同弁法 5 条)が必要。
- ・ 安全評価は 2 年の有効期限有。
- ・ 安全評価に合格するための契約として同弁法 9 条の契約締結が必要(国の標準形意識とは異なる安全評価合格に必要な契約)。

(3) その他データ三法関連の条例、規定等

「顔識別技術を用いた個人情報の処理に関連する民事事件の法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定」(2021 年 8 月 1 日施行)、「重要情報インフラ安全保護条例」(2021 年 9 月 1 日施行)、「自動車データ安全管理若干規定(試行)」(2021 年 10 月 1 日施行)、「ネットワークデータ安全管理条例(求意見稿)」(2021 年 11 月 14 日発表)

(1)の個人情報保護法、(2)のデータ安全法の制定を受けて、データ三法に関連する各種の条例、規定類の制定が続いている状況です。その一部について施行されたものと求意見稿のものを併せて紹介します。

まず「顔識別技術を用いた個人情報の処理に関連する民事事件の法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定」は、顔識別情報を使用して顔情報を処理する場合において、強制的な同意を無効としたり、挙証責任を情報の処理者により多く負わせるなど個人情報主体をより強く保護する内容となっています。

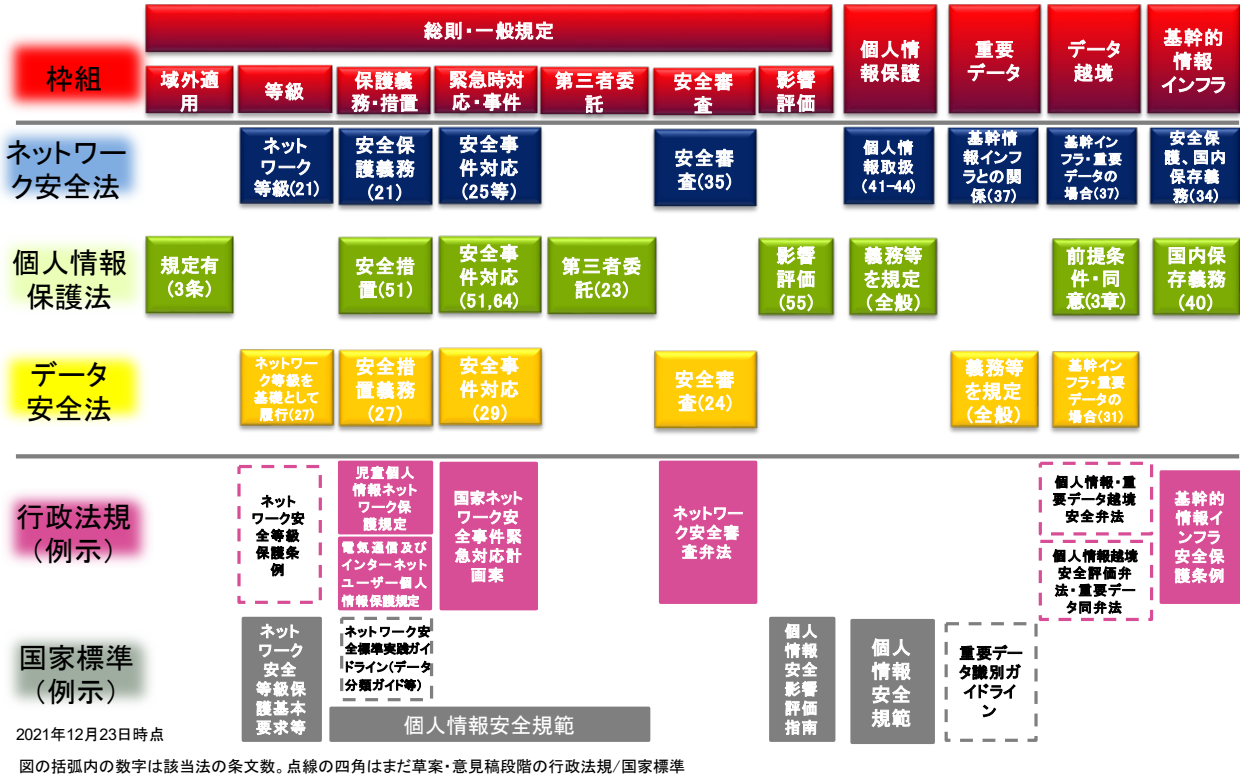
「重要情報インフラ安全保護条例」は、脚注 2 のいわゆる重要情報インフラの安全を保護するための条例です。しかし、この条例でも結局どのようなインフラを対象とするのかは不明確であり、認定するための規則をどのように決めるかの手続と運営義務、そして法律責任のみが記載されています。

「自動車データ安全管理若干規定(試行)」は、軍事施設及びその他の重要施設周辺の人・車両の流れ、及び車両流量や物量など経済状況を示すデータを「重要データ」としている点が、データ安全法との関連で注視されます。

最後に「ネットワークデータ安全管理条例(求意見稿)」は、ネットワーク、個人情報、重要データのデータ三法の全ての領域について、実務的な詳細を定めた内容です。さらにその内容は上位法のデータ三法よりも厳しい内容が定められているものもあり、今後の制定状況に留意が必要です。

例えば、個人情報保護法 3 条 2 項の「域外適用」をデータ処理全般に広げて適用している点、データ安全事件について発生時の手続の詳細を定めている点、個別同意について個人情報の項目ごとに個別の同意を得ると定義を明確にしている点、重要データについても一定の定義が置かれている点が特に着目すべき点として挙げられます。

【情報関係安全三法(データ三法)俯瞰図】



3. 会社法分野

(1) 「中華人民共和国市場主体登記管理条例」(国务院令 第 746 号、2021 年 7 月 27 日公布、2022 年 3 月 1 日施行)、「市場主体登記管理条例実施細則」(意見募集稿)(国家市場監督管理総局、2021 年 9 月 3 日公布)

「中華人民共和国市場主体登記管理条例」(以下「登記管理条例」といいます。)の施行により、「中華人民共和国公司登記管理条例」、「中華人民共和国企業法人登記管理条例」、「中華人民共和国パートナー企業登記管理条例」、「農民專業合作社登記管理条例」、「企業法人法定代表者登記管理規定」が同時に廃止され、「市場主体」⁶の登記に関する管理行為について規定がまとめられました。なお、「市場主体登記管理条例実施細則」(意見募集稿、以下「実施細則意見募集稿」といいます。)では、市場主体の登記行為の管理について更に具体化されています。これら法令の主な内容は下記のとおりです。

- ① 登記管理条例による市場主体が提供する書類についての「形式審査」義務の明確化
登記管理条例第 19 条によれば、登記機関は、申請資料に対して形式審査を行わなければなりません。実務上は、登記手続を行う際に、形式審査以外に、実質審査、例えば株主会の決議事項、董事会の決議事項などの規定内容を要求されるケースも散見されています。かつ、今回の登記管理条例第 17 条では、申請者は、提出する資料の真実性、適法性及び有効性について責任を負わなければならないと明確に規定されたため、登記機関と申請者の義務分けが明らかにされました。
- ② 休眠制度
コロナの影響もあり、今回の登記管理条例では企業の休眠制度が新設されました。登記管理条例第 30 条によれば、自然災害、事故災害、公衆衛生事案、社会安全事件などの原因で経営困難になった場合、市場主体は一定期間の休眠を自主

⁶ 中国域内において営利事業を行う法人企業や個人独資企業、パートナーシップ企業、農事組合、個人事業者及び外国企業の分支機構等であり(登記管理条例第 2 条)、外商投資企業など日系現地法人も含まれます。

的に決定することができるかとされています。当該制度は、日本のいわゆる会社の休眠化を、中国において初めて制度として認めたものといえます。

企業が休眠を決定する場合、休眠前に従業員と法に従って労働関係の処理等関係する事項を協議する必要があるとされています。また、休眠前に登記機関で届出を行う必要があります。なお、市場主体の休眠期限は最長でも3年を超えてはならず、市場主体が休眠期間中に経営活動を行った場合は、営業再開とみなされます。

③ 簡易抹消手続

登記管理条例第33条によれば、市場主体に債権債務が発生していない又は債権債務の償還が完了している、弁済費用、従業員賃金、社会保険料、法定補償金、納付すべき税金(滞納金、過料)が発生していない又は支払いが完了している、かつ、投資者全員が上述の状況の真実性に対して法的責任を負うと書面で承諾している場合、簡易手続に従って抹消登記を行うことができるとされています。商事登記手続の利便化を促進するため、国家工商総局は2015年より一部の地方(上海、塩城、寧波、重慶)で試験的に簡易抹消手続を導入し、また、2016年12月26日に「企業簡易抹消登記に関する改革の全面的な推進に関する指導意見」を公布し、簡易抹消手続の運用を進めてきました。今回の登記管理条例は初めて全国レベルの法律で、簡易抹消手続が規定されたこととなります。

④ 電子署名

登記管理条例では、申請者は電子署名を使用できると定められています。ただし、電子署名を使用する場合には、法律法規に準拠したデジタル証書又はデータ署名技術を使用する必要があります。

⑤ 実施細則意見募集稿

実施細則意見募集稿は、登記事項、設立登記、変更登記、抹消登記、休眠届出、登記規範、文書ファイル管理などの登記管理行為について規定しています。現時点ではまだ発効されていませんが、従来の会社登記規定等以外に、新しい規定として、電子登記、簡易清算手続が適用されない状況、休眠届出手続などがあり、実務において影響が大きいため、今後の正式発効版の内容、施行時期に注目する必要があると思われます。

(2) 「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法」(国家市場監督管理総局令第44号、2021年7月30日公布、同年9月1日施行)

企業信用監督管理システムの構築に伴い、国家市場監督管理総局は「市場監督管理重大違法信用失墜名簿管理弁法」(以下「信用失墜名簿管理弁法」といいます。)を公布し、同時に元国家工商行政管理総局により公布され2016年4月に発効された「重大違法信用失墜名簿管理暫定弁法」が失効しました。

信用失墜名簿管理弁法では、企業が重大違法信用失墜名簿(以下「信用失墜名簿」といいます。)に掲載される要件、信用失墜名簿掲載の手続、市場監督管理部門における信用失墜名簿に掲載される企業に対する管理措置、信用失墜名簿からの早期抹消の要件、信用失墜名簿の掲載期間などが定められています。信用失墜名簿に掲載された企業は、下記②に述べる点含め法令上、実務上の不利益を被ることになるため、留意が必要です。

① 信用失墜名簿の掲載要求

当事者が法律法規に違反し、その性質が悪質で、情状が重く、社会的な危害が大きく、市場監督管理部門から比較的重い行政処分を受けた場合には、市場監督管理部門が信用失墜名簿管理弁法に基づいて信用失墜名簿に掲載し、国家企業信用情報公示システムに開示し、相応の管理措置を講じます。「比較的重い行政処分」には、以下の事項が含まれます(第2条)。

- 行政処分の裁量基準に基づいて、重きによる処分の原則に従い過料を課したこと
- 許認可のレベルを下げ、許認可証書、営業許可証を取り消したこと
- 生産経営活動の展開を制限し、生産経営の停止、業務停止、閉鎖を命じたこと
- 法律法規及び部門規定に定めるその他の比較的重い行政処分

また、信用失墜名簿管理弁法では、食品安全関連分野(第5条)、医薬品、医療機器、化粧品関連分野(第6条)、製品品質関連分野(第7条)、消費者権益関連分野(第8条)、公正な競争秩序及び市場秩序妨害の関連分野(第9条)及びその他の違法行為において、信用失墜名簿に掲載する各分野の違法行為を明確にしています。

② 管理措置

信用失墜名簿に掲載された当事者に対して、市場監督管理部門は下記の管理措置を実施します。

- (a) 行政許可、許認可、資格、政府調達プロジェクトの請負、工事の入札に関する審査に際して重大違法信用失墜状況を重要な評価要素とする
- (b) 当事者を重点な監督管理対象として、検査頻度を増やし、法により厳格な監督管理を行う。
- (c) 当事者に告知承認制度を適用しない
- (d) 当事者に市場監督管理部門の荣誉称号等の表彰奨励を与えない

③ 信用失墜名簿からの早期抹消の要件

当事者が信用失墜名簿に掲載された後 1 年間の経過し、以下の条件を満たした場合に、市場監督管理部門に抹消を申請することができます。

- (a) 行政処分決定に定める義務を自ら履行していること
- (b) 積極的に有害な結果や悪影響を排除していること
- (c) 市場監督管理部門から比較的重い行政処分を再度受けていないこと

④ 信用失墜名簿の掲載期間

当事者が信用失墜名簿に掲載されてから 3 年間の経過した場合は、市場監督管理部門により抹消され、関連情報の公示が停止し、関連管理措置も解除されます。

4. 外商投資分野

(1) 「市場参入ネガティブリスト(2021 年版)」(意見募集稿)⁷(国家発展改革委員会、2021 年 10 月 8 日公布)

市場参入ネガティブリスト(2021 年版)「意見募集稿」(以下「2021 年版ネガティブリスト意見募集稿」といいます。)は、参入禁止項目と参入許可項目に区分して特定の業種の参入制限が規定されています。

参入禁止項目については、市場主体は参入することができず、行政機関も審査・承認、許可を行わず、関連手続を行ってはならないものとされます。参入許可項目については、関連資格の要求及び手続、技術基準及び許可要求などの条件を規定しており、市場主体が申請を行い、行政機関が法律法規に従って許可するか否かを決定する、又は市場主体が政府の定めた参入条件及び参入方法を遵守する場合、参入が可能となります。市場参入ネガティブリスト以外の業界、分野、業務などについては、各種市場主体が法に従って平等に参入することができます。

2021 年版ネガティブリスト意見募集稿は、現行の 2020 年版ネガティブリストと比べて、参入禁止項目を 1 項目追加し、参入許可項目を 7 項目削除しました。参入禁止項目は「違法なニュースメディア関連事業の禁止」との項目を追加しています。参入許可類は 7 項目を削除しており、主には項目の統合によるものが多いですが、例えば、「許可を得ずに、インターネット金融情報サービスに従事してはならない」という項目が削除されました。

(2) 「自由貿易試験区貿易投資便利化改革創造革新の若干措置に関する通知」(国発[2021]12 号、2021 年 8 月 2 日公布、同日施行)

制度改革を主眼として、「自由貿易試験区貿易投資便利化改革創造革新の若干措置に関する通知」(以下「自由貿易区若干措置」といいます。)は、自由貿易試験区の投資環境の便宜を図るため新しい措置を提出しました。当該措置は包括的・一般的な内容となっており、今後、各政府部門により、具体化されることが期待されます。自由貿易区若干措置の内容として、例えば以下が定められています。

⁷ なお、外商投資企業に適用される「外商投資参入特別管理措置(ネガティブリスト)」の 2021 年版も 2021 年 12 月 27 日に公布されており、2022 年 1 月 1 日より施行し、2020 年版のネガティブリストでも予告されていた「専用車、新エネルギー車、商用車を除いて、完成車製造における中国側の出資比率は 50%を下回ってはならず、同一の外国投資者は中国国内に 2 社まで合弁会社を設立し、同類の完成車製品を生産することができる」、及び「衛星テレビ放送の地上受信設備及び重要部品の生産」という内容がネガティブリストから削除されました。

① 医薬品の輸入

条件を具備する自由貿易試験区が、一部の医薬品と医療機器の越境電子商取引による小売輸入を行うことを認めました。条件を具備する自由貿易試験区が、医薬品や生物製品の最初の輸入港を増設することを支援すると規定されています。

② ファイナンス・リース会社の外債枠

マクロプルーデンス管理の枠組みのもと、自由貿易試験区に登録された適格なファイナンス・リース会社は、その下に設立された特別目的会社(SPV)と外債枠を共有することが認められています。

③ オンラインゲーム

条件を具備する自由貿易試験区において、試験的にオンラインゲームの審査作業を推進するとされています。中国でオンラインゲームをリリースするには、国家新聞出版署の審査を受け、「版号」(ISBN 号)を取得する必要がありますが、今回の自由貿易区若干措置により、今後、自由貿易試験区で審査作業を行うことができると期待されます。

(3) 「中華人民共和国外資保険公司管理条例实施细则」(中国銀行保險監督管理委員会令 2021 年第 2 号、2021 年 3 月 10 日公布、同日に施行)

金融業対外開放の一環として、国務院は 2019 年 9 月 30 日に「中華人民共和国外資保険会社管理条例(修正案)」(以下「管理条例」といいます。)を公布し、外国保険グループ会社は中国国内において外資保険会社を設立することができ、国外金融機構は外資保険会社に出資することができる規定を追加しましたが、今回の「中華人民共和国外資保険公司管理条例实施细则」(以下「实施细则」といいます。)では、更に以下の点を明らかにしました。实施细则の施行により、外国企業による中国の保険会社の設立・資本参加が更に促進することが期待されます

- ① 生命保険会社の外資出資制限は 2020 年に全面的に取り消され、今回の实施细则では、合併生命保険会社の外資比率は会社の総資本の 51%を超過してはならないという規定が削除されました。
- ② 管理条例によれば、外国保険グループ会社は、外資保険会社を設立できると定められています。修正前の实施细则によれば、外資保険会社は、少なくとも一社は経営が正常な保険会社を主要株主とするよう定められていましたが、今回の修正で、外国保険グループ会社も外資保険会社の唯一又は主要株主となることのできる旨が明らかにされました。また、实施细则では、外国保険グループ会社の定義、外資保険会社の設立を申請する外国保険グループ会社が有すべき条件、外国保険グループ会社が外資保険会社の設立を申請する場合の提出資料等も規定されています。
- ③ 管理条例によれば、国外金融機構は外資保険会社に出資できると定められています。今回の实施细则は、国外金融機構の定義を明確にし、出資を行う際は「保険会社持分管理弁法」の関連規定を適用する旨が規定されています。

5. 環境法分野

(1) 「汚染物排出許可管理条例」(国務院令第七百三十六号、2021 年 1 月 24 日公布、2021 年 3 月 1 日施行)

「汚染物排出許可管理条例」(以下「本条例」といいます。)は、「汚染物排出許可管理弁法(試行)」(環境保護部令第 48 号、2018 年 1 月 10 日公布、2019 年改正)(以下「旧弁法」といいます。)をもとにさらに発展させた、事業者による汚染物排出の規制を強化する法令として、社会的に大いに注目されています。

旧弁法に対する改正・増補の点を中心に、本条例の重要ポイントを下記のとおり紹介します。

① 部門規章から行政法規へ格上げ

旧弁法は元環境保護部(現在の生態環境部)が公布した部門規定(日本でいえば省庁の公布した省令に相当)である一方、本条例は国務院により公布されたもの(日本でいえば内閣の公布した政令に相当)であり、行政法規レベルの法令となります。よって、法令の公布主体の面で、本条例は格上げされたものと位置づけられます。

② 汚染物排出許可証の有効期間の統一(下線部は主な変更点、以下同じ)

「汚染物排出許可管理弁法(試行)」 第 21 条第 1 項	「汚染物排出許可管理条例」 第 14 条第 1 項
汚染物排出許可証は許可決定が下された日より効力を生じる。初回の汚染物排出許可証の有効期間は 3 年とし、更新される汚染物排出許可証の有効期間は 5 年とする。	汚染物排出許可証の有効期間は <u>5 年</u> とする。

汚染物排出許可証の有効期間は一律で「5 年」に統一され、すなわち、初回の汚染物排出許可証の有効期間が「3 年」から「5 年」に延長されました。なお、本条例第 19 条及び第 21 条に定められた「企業による自己観測の記録の保存期間」及び「企業による環境管理の記録台帳の保存期間」⁸も「5 年」に統一されました。

③ 汚染物排出許可書の再申請に関する規定の新設

旧弁法第 43 条に定められた「汚染物排出許可証の変更」に関する規定をもとに、汚染物排出許可書の再申請に関する規定が新設されました。

「汚染物排出許可管理条例」第 15 条
汚染物排出許可証の有効期間内に、汚染物排出単位において下記のいずれかの事情が生じた場合、汚染物排出許可証を再申請して取得しなければならない。 (一) 汚染物を排出するプロジェクトを新規導入、変更、又は増設する場合。 (二) 生産経営の場所、汚染物排出口の位置、汚染物排出の方法、排出先に変化が生じた場合。 (三) 汚染物排出口の数量、排出される汚染物の種類、排出量又は排出濃度が増加した場合。

本条例第 33 条によると、企業は法に則り再申請して汚染物排出許可証を取得しなければならず、あえて再申請をせずに汚染物を排出した場合、当該企業は「汚染物排出許可証を取得していない」と見なされ、相応の行政処罰を受けることになります。

④ 「汚染物排出許可証未取得と見なす」に該当する行為類型の調整

本条例第 33 条は、従来の旧弁法第 57 条の規定に一定の修正を加え、①汚染物排出許可証が抹消され、又は取り上げられた場合の排出、及び②汚染物排出許可証を再申請しなければならず、申請をしない場合、又は申請しても汚染物排出許可証を取得する前の場合の排出を「無許可排出」と明確に規定しています。

「汚染物排出許可管理弁法(試行)」第 57 条	「汚染物排出許可管理条例」 第 33 条
汚染物を排出する単位において下記のいずれかの事情がある場合、県レベル以上の環境保護主管部門は「中華人民共和国大気污染防治法」、「中華人民共和国水污染防治法」の規定により、是正、生産制限、又は生産停止・整頓を命じ、かつ 10 万元以上 100 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、批准の権限を有する人民政府に報告の上、休業又は廃業を命じる。 (一) 法に則り汚染物排出許可証を申請しなければならないものの、申請をせず、又は申請しても汚染物排出許可証を取得しない。 (二) 汚染物排出許可証有効期限満了後にも汚染物排出許可証の更新を申請せず、又は更新の申請が主管の環境保護部門に承認されないまま、汚染物を無断排出する。 (三) 汚染物排出許可証が法に則り取り消された後にも汚染物を無断排出する。 (四) 法律法規に定める他の事情。	汚染物を排出する単位が本条例の規定に違反し、また下記のいずれかの行為があった場合、生態環境主管部門は是正、生産制限、又は生産停止・整頓を命じ、20 万元以上 100 万元以下の過料に処する。情状が重い場合、批准の権限を有する人民政府に報告の上、休業又は廃業を命じる。 (一) 汚染物排出許可証を取得せずに汚染物を排出する。 (二) 汚染物排出許可証有効期限満了後にも更新を申請せず、又は更新の申請が認められないまま、汚染物を無断排出する。 (三) 法に則り汚染物排出許可証が取り消され、抹消され、又は取り上げられた後にも汚染物を無断排出する。 (四) 法に則り汚染物排出許可証を再申請しなければならないものの、申請をせず、又は申請しても汚染物排出許可証を取得しない。

⁸ 旧弁法第 35 条によると、汚染物排出に関する記録台帳を 3 年間保存しなければなりません。

⑤ 監督検査に協力しない等の場合の法的責任

本条例第 39 条によると、汚染物を排出する単位が主管部門による監督検査に協力せず、又は監督検査を受けたときに不正を行った場合、主管部門は是正を命じ、2 万元以上 20 万元以下の過料に処します。旧弁法は、監督検査に協力しない等の場合の法的責任を明確に規定しませんでした。今後、主管部門による監督検査に対応するにあたり、より慎重で協力的な姿勢を取る必要があると思われれます。

⑥ 信用管理の法的責任

違法排出の場合の信用管理に関しては、旧弁法には関連する規定はありませんが、一方で本条例第 25 条によると、違法排出処罰決定等が全国汚染物排出許可管理情報プラットフォームで公表されると同時に、当該処罰決定が国家関連信用情報システムでも公表されます。これにより、違法排出の場合に会社の信用評価にも影響が及ぶことが明確にされました。

なお、環境保護法の分野において、現在改正作業が進められている法令としては、以下があり、引き続き留意を要します。

「騒音污染防治法」

「碳排放取引管理暫行条例」

「危険廃棄物移転環境管理弁法」

「危険廃棄物環境許可証管理弁法」

6. 破産法分野

(1) 「最高人民法院による香港特別行政区における破産手続に対する承認及び援助に関する試験的実施に関する意見」(法発[2021]15号、2021年5月11日公布、2021年5月11日施行)

中国大陸と香港特別行政区との司法提携をさらに強化し、近年は大陸と香港に跨がった破産案件が増加しており、これに対応するため⁹、最高人民法院は、「中国大陸と香港特別行政区の法院の破産手続に対する相互承認及び援助に関する最高人民法院と香港特別行政区政府の会議摘要」の締結とほぼ同時に、「最高人民法院による香港特別行政区における破産手続に対する承認及び援助に関する試験的実施に関する意見」(以下「本意見」といいます。)を公布しました。中国大陸と香港の法院の間で、破産手続に関する相互承認と援助を、特定の地域で試験的に進めるものであり注目されます。本意見における重要な内容を下記のとおり整理しました。

① 上海、廈門、深センでの試験的実施

承認及び援助の試験的実施地域は、上海、廈門(福建省)、及び深セン(広東省)の三市に限定されています。すなわち、上海、廈門及び深センの人民法院(中級人民法院)は、香港特別行政区における破産手続に係る承認及び援助について対応することができると解釈できます。これにより、香港にいる管理者(すなわち、香港破産手続における清算人及び臨時清算人。以下「香港管理人」といいます。)は、本意見に基づき香港破産手続に対する承認及び援助を申請することができます。

② 人民法院による承認及び援助

債務者の主要利益所在地¹⁰が香港にあり、かつそれが6か月以上継続した場合、本意見を適用することができます。債務者が中国大陸において財産を有し、かつ当該財産が上記上海、廈門及び深センにある場合、香港管理人が人民法院による承認及び援助を申請することができます。

(a) 香港管理人による申請が人民法院に認められた場合、下記の効果が生じます¹¹。

⁹ 人民法院網に掲載されている文章(筆者は最高人民法院研究室副主任)には、「越境破産における援助の必要性が高まる一方である」との紹介があります。

¹⁰ 本意見第4条によると、主要利益所在地(中国語:主要利益中心)とは、一般的には債務者の登録地を指しますが、人民法院が債務者の主要機構の所在地、主要な営業地、主要な財産の所在地等の要素を総合的に見て判断します。

¹¹ 下記(ii)及び(iii)の適用地域について、「意見」には関連する説明がありませんので、解釈上、上海等に限らない(すなわち中国大陸全体)と理解することができます。

- (i) 債務者による債権者に対する個別的弁済が無効となる。
- (ii) 開始したものの終了していない債務者の係わる民事訴訟又は仲裁が中止する。香港管理人が債務者の財産を管理し始めてから、当該訴訟又は仲裁は再開する。
- (iii) 債務者の係わる保全措置が解除され、執行手続が中止する。
- (b) 香港管理人による申請が人民法院に認められた場合、香港管理人が中国大陸において下記行為を行うことができます¹²。
 - (i) 債務者の財産、公印、帳簿、書類等の資料を管理し始める。
 - (ii) 債務者の財産状況を調査し、財産状況報告書を作成する。
 - (iii) 債務者の内部管理事務を決定する。
 - (iv) 債務者の日常支出及びその他の必要支出を決定する。
 - (v) 一回目の債権者会議が開催される前に、債務者の営業活動の継続又は停止を決定する。
 - (vi) 債務者の財産を管理及び処分する。
 - (vii) 債務者を代表し、訴訟、仲裁又はその他の法的手続に参加する。
 - (viii) 中国大陸にある債権者による債権申告を受理して、審査する。
 - (ix) 人民法院が認めるその他の職責を履行する。
- (c) 上記以外、人民法院は下記事項について、職権を行使することができます。
 - (i) 香港管理人又は債権者の申請に応じ、中国大陸での管理人を指定することができる。
 - (ii) 破産財産の換価、破産財産の配分、債務再編、破産手続の終了等の事項について、香港管理人による申請に応じて協力する旨の裁定を下すことができる。
 - (iii) 破産手続に対する承認及び援助に影響を及ぼす状況を発見した場合、承認及び援助を変更、又は終了することができる。
 - (iv) 利害関係者が法定事由¹³の存在を証明できる場合、承認及び援助を認めない旨の裁定を下すことができる。

(2) 「深セン経済特区個人破産条例」(深セン市六届人大常委会公告第 208 号、2020 年 8 月 31 日公布、2021 年 3 月 1 日施行)

「深セン経済特区個人破産条例」(以下「本破産条例」といいます。)は、中国最初の個人破産に関する地方性法規レベルの法令となります。実際には、「深セン経済特区個人破産条例」が公布される以前に、浙江省¹⁴や山東省人民法院¹⁵がすでに個人債務整理(個人破産に類似する。)に関する審判用ガイドラインを公布していましたが、それらのガイドラインはあくまでも人民法院による審判指針に過ぎず、法令レベルのものではなく、内容的にも、個人破産について明言していないことに加え、個人破産の手続についても簡略に定めるにとどまっていました。本破産条例は、法令レベルで個人破産のルールを本格的に定めた最初の規定と位置づけられます。

本破産条例では、個人破産、個人再生、債務和解に関する手続を詳しく定めています。

個人破産とは、債務者(破産者)が法により留保できる財産以外の財産をもって、債権者に対し弁済を行っても完済できない場合、破産清算手続を通じて、免除可能な未弁済債務から免れる手続を指します。ただし、未弁済債務が免除される前に、債務者(破産者)は 3 年間(最長 5 年間)の考察期間を経なければなりません。上記期間内において、債務者による一定の行為(本破産条例第 23 条、第 98 条に定める各種行為)が禁止されるほか、債務者に月ごとに破産事務管理部門に財産状況を報告する等の義務が課されています。

個人再生とは、債務者が将来に予想できる収入がある場合、債務者が人民法院に承認された再生計画案に基づき、個人再生と債務返済の同時実現を図る手続を指します。

¹² 下記(vii)の適用地域についても、解釈上、上海等に限らない(すなわち中国大陸全体)と理解することができます。

¹³ 本意見第 18 条には、下記 5 種類の事項が定められています。

1. 債務者の主要利益所在地が香港でない、又は香港において連続して 6 カ月以上存続しない場合
2. 中国「破産法」第 2 条の規定に合わない場合
3. 内地の債権者が不公平な取り扱いを受けた場合
4. 詐欺が存在する場合
5. 人民法院が承認又は援助を認めないと判断した場合

¹⁴ 「浙江法院個人債務集中整理(類個人破産)工作指引(試行)」。

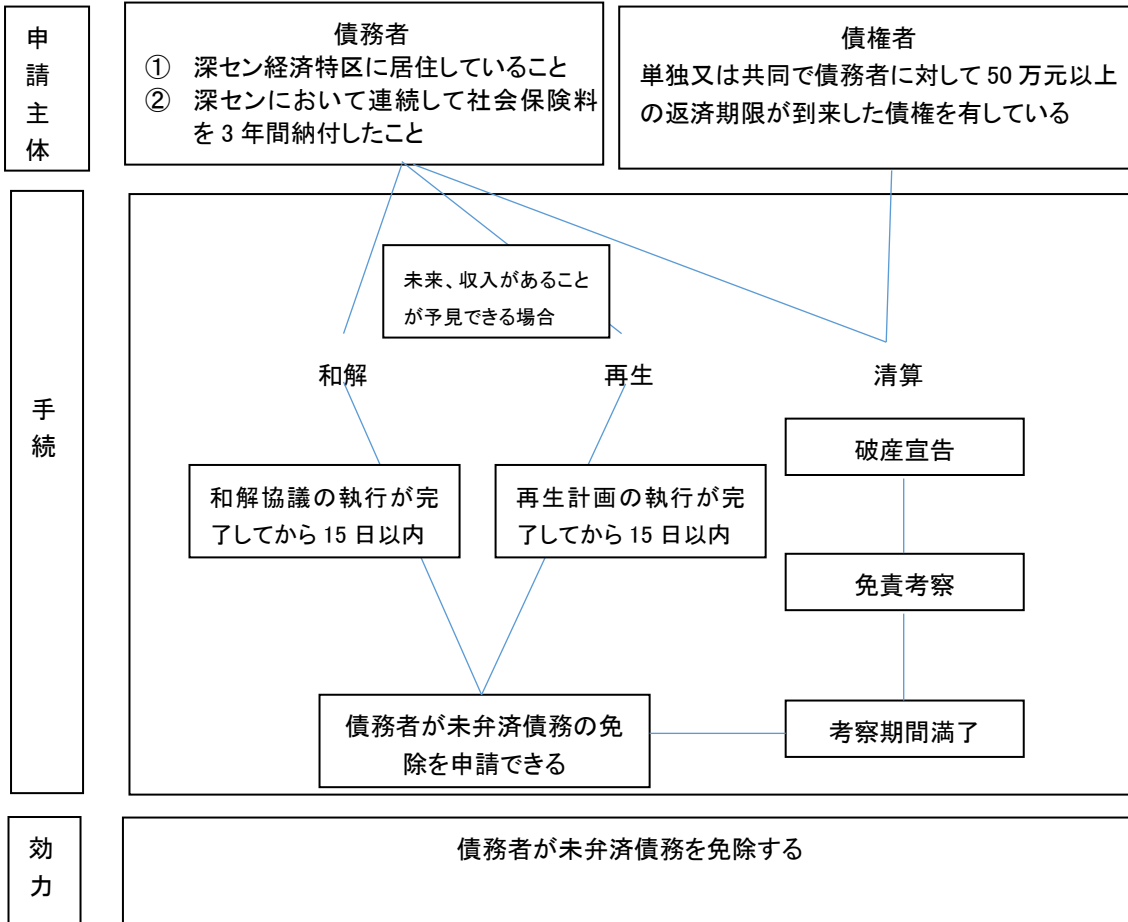
¹⁵ 「山東省東営市中級人民法院による個人債務整理に関する実施意見(試行)」。

和解とは、債務者及び債権者が自発的に債務の減免や弁済について合意した場合、人民法院が関連和解協議書を審査の上、和解の効力を認め、債務整理を実現する手続を指します。

「誠実で不運な」個人破産申請者は、個人破産手続を合理的に利用することにより、債務弁済によって追い詰められる事態を避けることができるようになります。他方で、考察期間において債務者の職業資格や消費活動に各種の制限を課すことにより、破産制度の濫用への歯止めにも配慮がされています。

いずれは本破産条例のような制度が中央レベルの法律でも採用され、全国的に施行されることになるのではと予想されます。その意味からも、本破産条例の実務運用が注目されます。

【手続の概略図】



7. 終わりに

今回は、各種取引法、知的財産、労働法、競争法等に関連する重要立法等を取り上げる予定です。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#)